

# 女川町中小企業・小規模企業振興基本計画

2020年1月

女川町



取り戻そう笑顔あふれる女川町



# 目 次

1.	基本事項	1
1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の基本理念	1
1-3	計画の基本方針	1
1-4	計画の位置付け	2
1-5	計画の期間	2
2.	本町の現状	3
2-1	人口の状況	3
2-2	産業の状況	4
2-3	石巻圏域の雇用情勢	6
3.	基本方針に沿った各施策	9
3-1	経済資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関する施策	9
3-2	事業承継及び創業促進に関する施策	9
3-3	人材育成、雇用の確保及び定着に関する施策	9
3-4	販路の開拓、新商品等の情報発信及び研究開発能力の育成に関する施策	10
3-5	資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関する施策	10
3-6	その他中小企業及び小規模企業の振興に関する施策	10
4.	商工会の主な施策	12
4-1	水産資源を活用した商品づくり支援と来街者に指示される事業者の育成	12
4-2	個社に合った経営計画の策定と伴走型支援の実施による収益アップの実現	12
4-3	創業しようとする者に対する懇切なフォローアップによる黒字化実現	12
4-4	他機関との連携及び商工会の支援体制の強化	12
5.	参考資料	14
5-1	女川町中小企業及び小規模企業振興基本条例	14
5-2	中小企業、小規模企業、小企業の定義	17

# 1. 基本事項

## 1－1 計画策定の目的

町内事業者の大多数を占めている中小企業・小規模企業は、本町の地域経済の活性化や、雇用創出等の大きな役割を果たしています。

しかしながら、東日本大震災からの復興需要により町内事業者は活気を取り戻しつつあるものの、復興後も経済活力の維持ならびに地域内の経済循環や販路をさらに高めることが重要であり女川町商工会と連携し、対策を講じる必要があります。

また、町内事業者における労働力は会社の屋台骨を支える重要な経営資源であるとともに地域経済活性化の源泉です。しかし、業種によっては人手不足の状況が続き、事業者側でも効果的な手立てを見出せていない状況であることから、新たな雇用対策を町内各団体及び労働行政機関と連携して推進する必要があります。

本計画は、女川町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

## 1－2 計画の基本理念

条例第3条において、中小企業・小規模事業者の振興は、以下の点を関係者の共有理念とした上で推進することとされています。

- (1) 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしていることを踏まえ推進されなければならない。
- (2) 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等による創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。
- (3) 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等の事業の持続的発展を図ることを目的として推進されなければならない。
- (4) 中小企業及び小規模企業の振興は、町、中小企業者等、産業団体等及び町民が連携しながら推進されなければならない。

## 1－3 計画の基本方針

本計画は、中小企業・小規模企業振興の推進に当たって、条例に即し、次に掲げる事項を基本として定めるものです。

- (1) 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること。
- (2) 事業承継及び創業促進に関すること。
- (3) 人材育成、雇用の確保及び定着に関すること。
- (4) 販路の開拓、新商品等の情報発信及び研究開発能力の育成に関すること。

- (5) 資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること。
- (6) その他中小企業及び小規模企業の振興に関すること。

## 1－4 計画の位置付け

---

本計画は、女川町総合計画 2019「2019 年度から 2028 年度までの 10 か年度計画」及び女川町まち・ひと・しごと創生総合戦略「2015 年度から 2019 年度までの 5 か年度計画」を上位計画とし、整合性を図られるものと位置付ける。

## 1－5 計画の期間

---

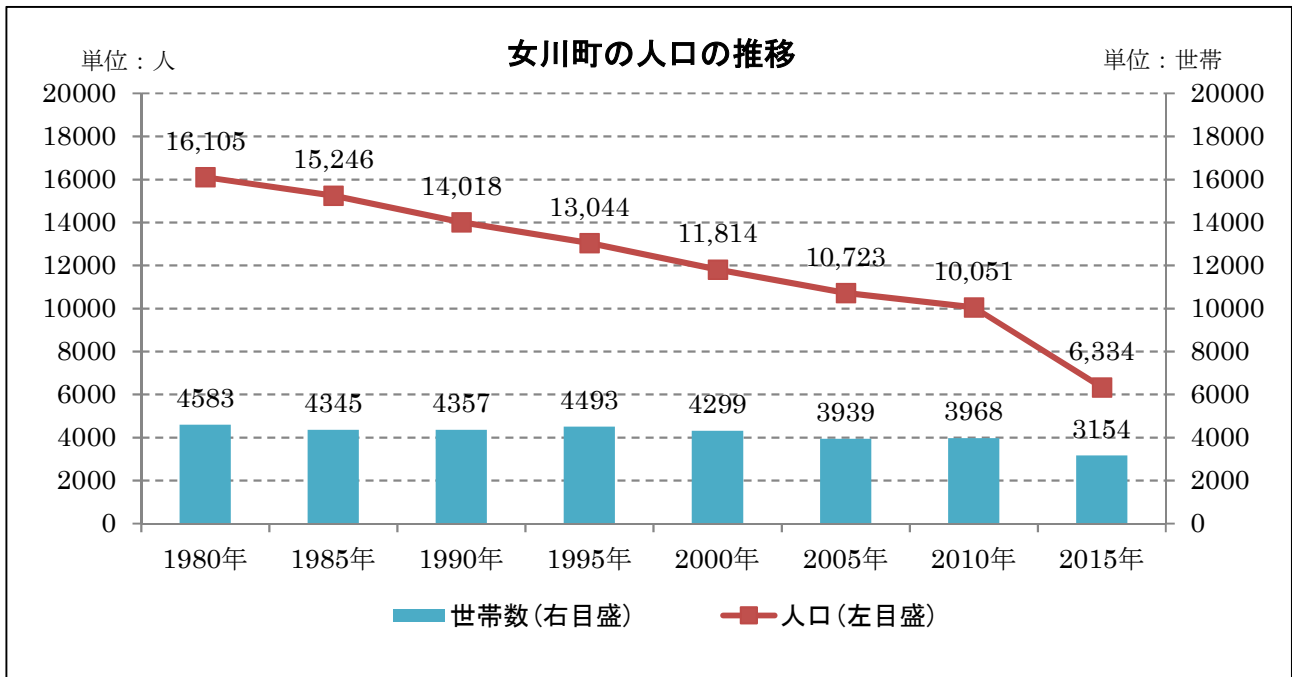
計画の期間は、上位計画である女川町総合計画等と整合を図るため、「2019 年度から 2028 年度まで」の 10 年間とします。ただし、社会経済の変化等に対応するため、適宜、施策の改善に努めてまいります。

## 2. 本町の現状

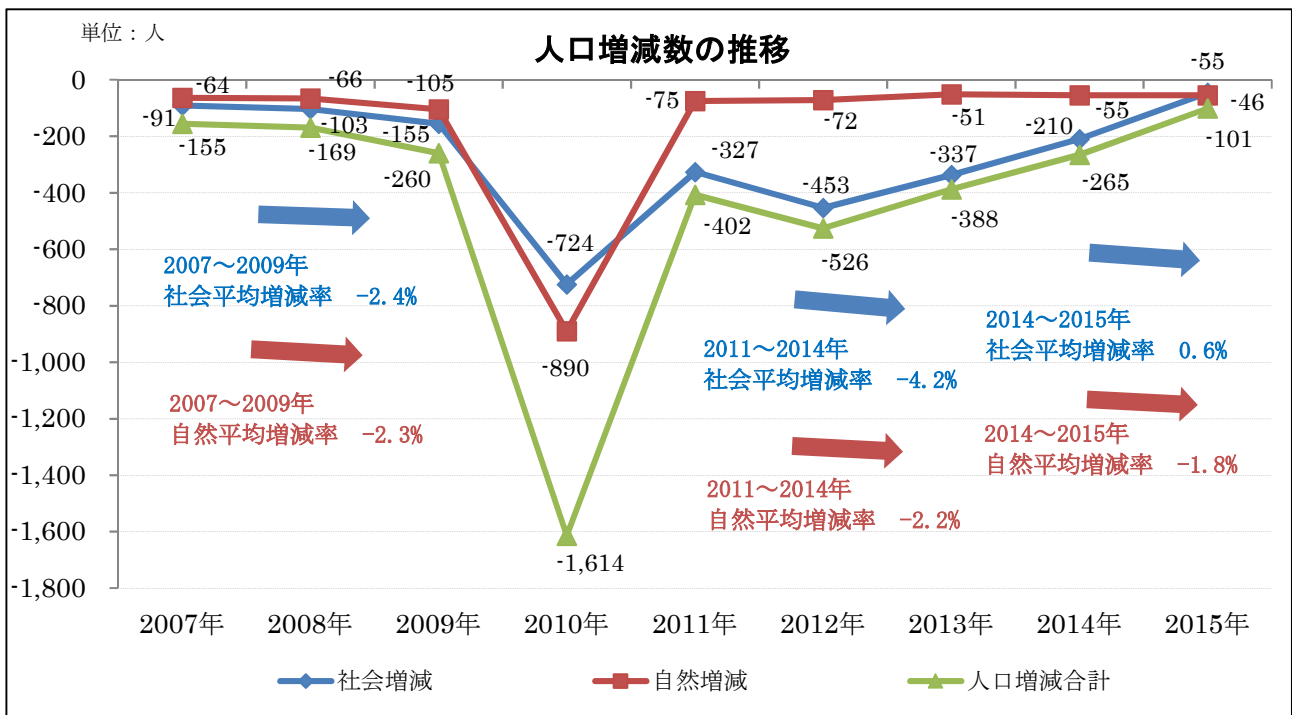
### 2-1 人口の状況

・本町の人口は、継続的な減少傾向にありましたが、東日本大震災の影響により、6,334人、3,154世帯にまで大幅に減少しています。継続的な人口の減少傾向の中で、東日本大震災以降に社会減少がより顕著となり、人口減少に拍車をかけました。

また、減少傾向は今後も続き、少子・高齢化も進むものと予想されます。



出典：国勢調査



出典：住民基本台帳

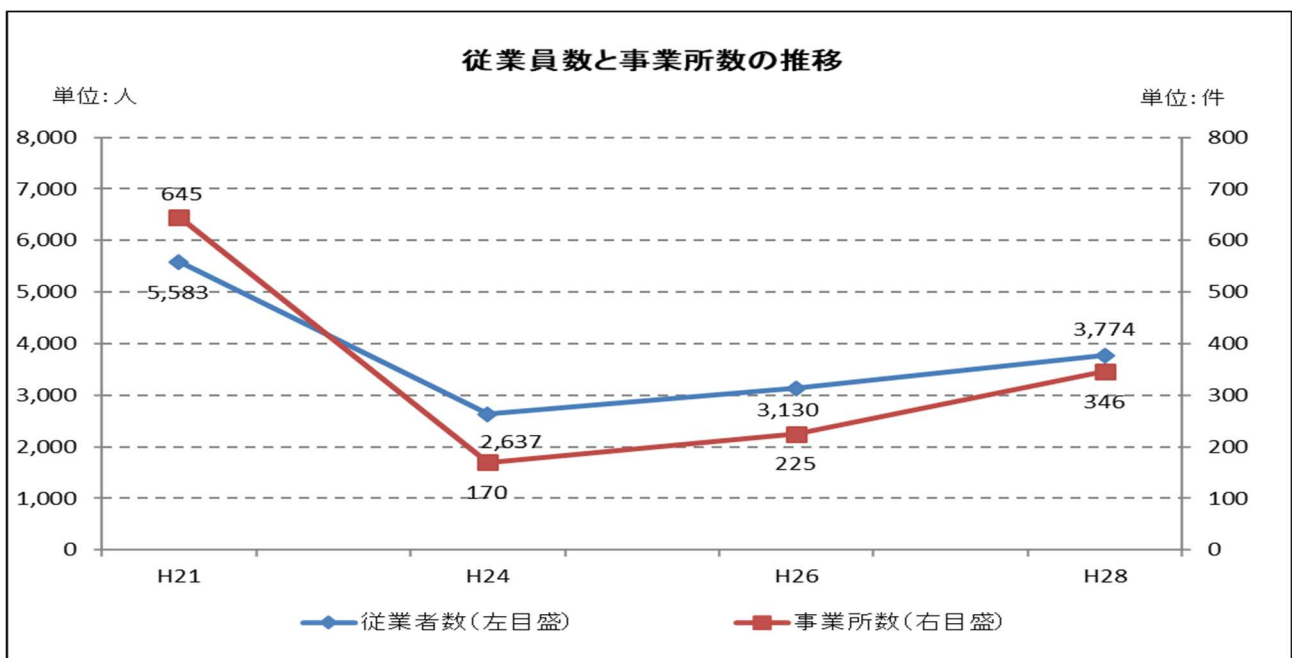
## 2-2 産業の状況

・本町における事業所の総数は、平成28年の経済センサス調査において、346社（公務除く）となっており、そのうち従業員数5名未満の小規模な事業所は189社で全体の約60%を占めています。

平成21年の同調査（震災前）と比べると事業所数は645社（公務除く）で、299社の減少となっています。そのうち、従業員規模別の事業所数を見ると、従業員数5名未満の事業所が236社の減少となっており、従業員が少ない小規模な事業者ほど減少している状況となっています。

事業所数の業種別構成比は、平成28年の経済センサスにおいて、卸売・小売業が25.1%と最も高く、ついで建設業が17.9%、宿泊業・飲食サービス業が15.0%となっています。その中で、平成24年度以降、卸売・小売業と宿泊業・飲食サービス業が増加傾向にあります。

また、従業員数においては、平成28年の経済センサス調査において、3,774名（公務除く）となっており、そのうち従業員数5名未満の小規模な事業所数の構成比が約60%である中で、従業員数は431名で全体の11.4%となっています。



出典：経済センサス

### ■町内従業員規模別の事業所数と従業員数

従業員規模	事業所数		従業員数	
	事業所数	構成比	従業員数	構成比
1～4人	189	54.6%	431	11.4%
5～9人	69	19.9%	480	12.7%
10～29人	65	18.8%	1,102	29.2%
30人以上	22	6.4%	1,761	46.7%
出向・派遣従業員のみ	1	0.3%	—	—
合計	346	100.0%	3,774	100.0%

出典：平成28年 経済センサス

【町内産業構造（従業員数）の推移】

業種	H21【基礎調査】		H24【活動調査】		H26【基礎調査】		H28【活動調査】	
	従業員数	構成比	従業員数	構成比	従業員数	構成比	従業員数	構成比
全体（公務除く）	5,583		2,637		3,130		3,774	
第一次産業	118	2.1%	10	0.4%	29	0.9%	111	2.9%
農林漁業	118	2.1%	10	0.4%	29	0.9%	111	2.9%
第二次産業	2,438	43.7%	1,551	58.8%	1,812	57.9%	1,915	50.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.2%	13	0.5%	13	0.4%	12	0.3%
建設業	505	9.0%	563	21.4%	653	20.9%	714	18.9%
製造業	1,451	26.0%	523	19.8%	653	20.9%	687	18.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	470	8.4%	452	17.1%	493	15.8%	502	13.3%
第三次産業	3,027	54.2%	1,076	40.8%	1,289	41.2%	1,748	46.3%
情報通信業	32	0.6%	38	1.4%	41	1.3%	32	0.8%
運輸業、郵便業	239	4.3%	69	2.6%	55	1.8%	131	3.5%
卸売業・小売業	812	14.5%	222	8.4%	341	10.9%	479	12.7%
金融業、保険業	77	1.4%	29	1.1%	26	0.8%	23	0.6%
不動産業、物品賃貸業	40	0.7%	7	0.3%	10	0.3%	23	0.6%
学術研究、専門、技術サービス業	426	7.6%	167	6.3%	108	3.5%	132	3.5%
宿泊業、飲食サービス業	410	7.3%	114	4.3%	158	5.0%	303	8.0%
生活関連サービス業、娯楽業	82	1.5%	86	3.3%	90	2.9%	41	1.1%
教育、学習支援業	197	3.5%	3	0.1%	4	0.1%	6	0.2%
医療、福祉	341	6.1%	211	8.0%	303	9.7%	316	8.4%
複合サービス業	73	1.3%	8	0.3%	8	0.3%	8	0.2%
サービス業（他に分類されないもの）	298	5.3%	122	4.6%	145	4.6%	254	6.7%

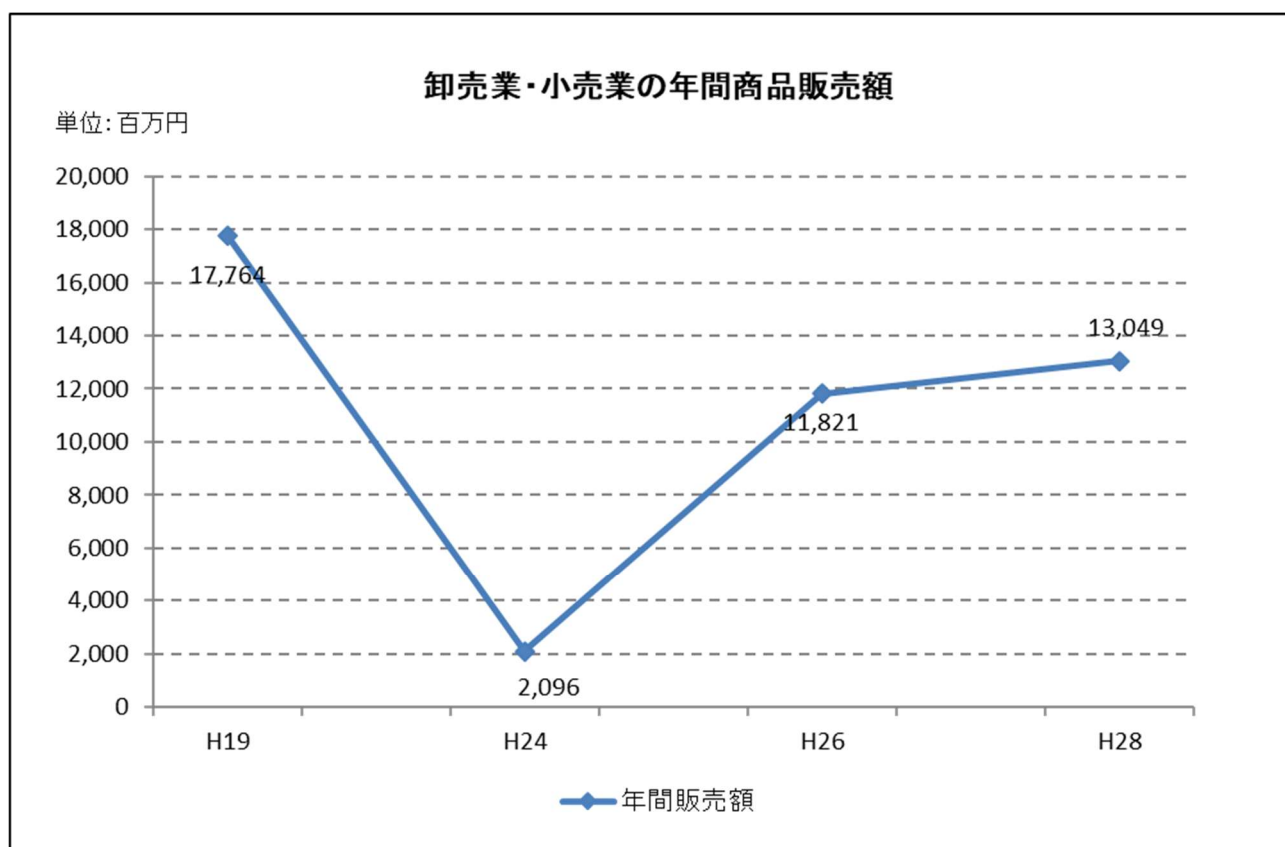
出典：経済センサス

【町内産業構造（事業所数）の推移】

業種	H21【基礎調査】		H24【活動調査】		H26【基礎調査】		H28【活動調査】	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
全体（公務除く）	645		170		225		346	
第一次産業	5	0.8%	1	0.6%	3	1.3%	8	2.3%
農林漁業	5	0.8%	1	0.6%	3	1.3%	8	2.3%
第二次産業	152	23.6%	71	41.8%	93	41.3%	110	31.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.2%	1	0.6%	1	0.4%	1	0.3%
建設業	69	10.7%	40	23.5%	54	24.0%	62	17.9%
製造業	75	11.6%	27	15.9%	34	15.1%	45	13.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	1.1%	3	1.8%	4	1.8%	2	0.6%
第三次産業	488	75.7%	98	57.6%	129	57.3%	228	65.9%
情報通信業	1	0.2%	1	0.6%	1	0.4%	1	0.3%
運輸業、郵便業	23	3.6%	5	2.9%	6	2.7%	12	3.5%
卸売業・小売業	189	29.3%	34	20.0%	50	22.2%	87	25.1%
金融業、保険業	6	0.9%	4	2.4%	4	1.8%	3	0.9%
不動産業、物品賃貸業	11	1.7%	1	0.6%	2	0.9%	4	1.2%
学術研究、専門、技術サービス業	14	2.2%	6	3.5%	7	3.1%	12	3.5%
宿泊業、飲食サービス業	112	17.4%	15	8.8%	24	10.7%	52	15.0%
生活関連サービス業、娯楽業	38	5.9%	8	4.7%	9	4.0%	19	5.5%
教育、学習支援業	25	3.9%	1	0.6%	2	0.9%	3	0.9%
医療、福祉	22	3.4%	7	4.1%	9	4.0%	11	3.2%
複合サービス業	5	0.8%	1	0.6%	1	0.4%	1	0.3%
サービス業（他に分類されないもの）	42	6.5%	15	8.8%	14	6.2%	23	6.6%

出典：経済センサス

・平成 28 年の本町の卸売業・小売業の年間商品販売額は、約 130 億円となっており、震災前の平成 19 年の約 177 億円と比較して約 70%の状況となっております。



出典：商業統計調査・経済センサス

## 2-3 石巻管内及び本町の雇用情勢

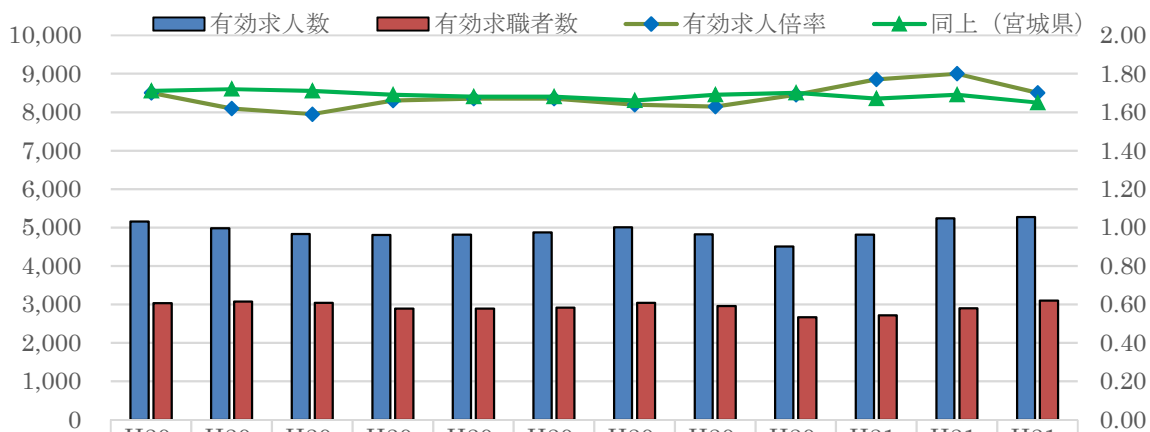
・石巻管内の平成 30 年度末求人倍率は 1.70 倍となり、年度当初 4 月末と同様の倍率となっており、宮城県全体と同程度の推移を示しております。

一方、本町の平成 30 年度末求人倍率は 2.72 倍となり、管内の中でも人手不足が顕著である。

また、年度当初 4 月末比では 0.19 ポイント上昇しており、町内での雇用だけでは事業所の人手不足は解消されないものと推測される。



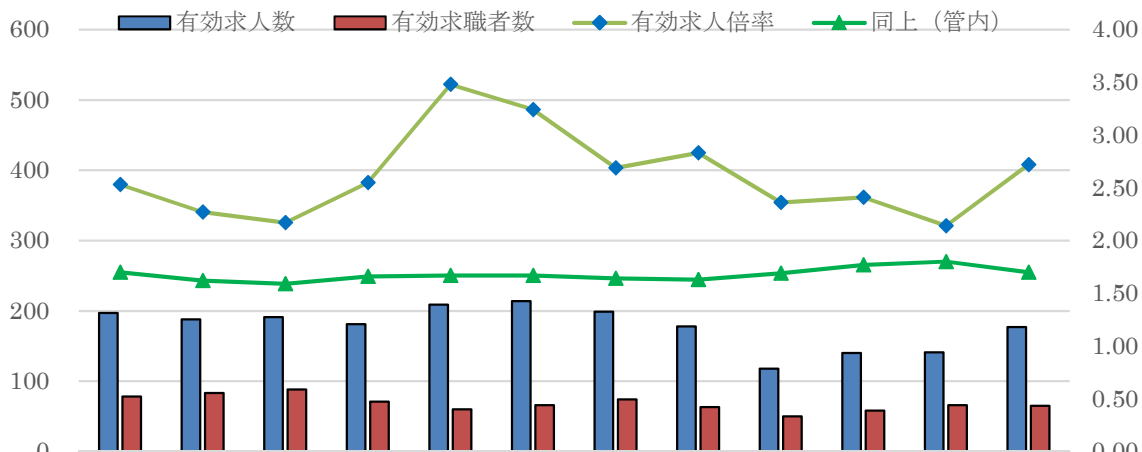
### 管内の求人・求職の状況



	H30. 4月	H30. 5月	H30. 6月	H30. 7月	H30. 8月	H30. 9月	H30. 10月	H30. 11月	H30. 12月	H31. 1月	H31. 2月	H31. 3月
有効求人数	5,156	4,980	4,833	4,805	4,816	4,870	5,004	4,822	4,504	4,818	5,239	5,272
有効求職者数	3,032	3,079	3,042	2,892	2,892	2,915	3,045	2,960	2,663	2,718	2,904	3,097
有効求人倍率	1.70	1.62	1.59	1.66	1.67	1.67	1.64	1.63	1.69	1.77	1.80	1.70
同上 (宮城県)	1.71	1.72	1.71	1.69	1.68	1.68	1.66	1.69	1.70	1.67	1.69	1.65

資料提供：ハローワーク石巻

### 町内の求人・求職の状況



	H30. 4月	H30. 5月	H30. 6月	H30. 7月	H30. 8月	H30. 9月	H30. 10月	H30. 11月	H30. 12月	H31. 1月	H31. 2月	H31. 3月
有効求人数	197	188	191	181	209	214	199	178	118	140	141	177
有効求職者数	78	83	88	71	60	66	74	63	50	58	66	65
有効求人倍率	2.53	2.27	2.17	2.55	3.48	3.24	2.69	2.83	2.36	2.41	2.14	2.72
同上 (管内)	1.70	1.62	1.59	1.66	1.67	1.67	1.64	1.63	1.69	1.77	1.80	1.70

資料提供：ハローワーク石巻

・求人・求職のバランスを業種別に見ると、就職希望者が望む一般事務職や運搬・清掃等の職業の有効求人数は少ない一方で、専門的・技術的職業、建築・採掘の職業の有効求人数は多くなっている。

## 求人・求職バランスシート(令和元年7月)

ハローワーク石巻

	常用計			常用的フルタイム			常用的パートタイム		
	有効 求人数	有効 求職者数	有効 求人倍率	有効 求人数	有効 求職者数	有効 求人倍率	有効 求人数	有効 求職者数	有効 求人倍率
<b>管理的職業</b>	12	5	2.40	12	4	3.00	0	1	0.00
<b>専門的・技術的職業</b>	684	260	2.63	528	178	2.97	156	82	1.90
建築・土木技術者等	204	18	11.33	204	18	11.33	0	0	—
情報処理・通信技術者	7	12	0.58	7	12	0.58	0	0	—
医師、薬剤師等	15	6	2.50	13	2	6.50	2	4	0.50
看護師、保健師等	152	76	2.00	93	46	2.02	59	30	1.97
社会福祉の専門的職業	137	62	2.21	107	37	2.89	30	25	1.20
その他の専門・技術職	169	86	1.97	104	63	1.65	65	23	2.83
<b>事務的職業</b>	282	732	0.39	199	468	0.43	83	264	0.31
一般事務員	181	684	0.26	115	431	0.27	66	253	0.26
会計事務員	28	5	5.60	22	4	5.50	6	1	6.00
営業・販売関連事務員	18	20	0.90	12	16	0.75	6	4	1.50
その他の事務員	55	23	2.39	50	17	2.94	5	6	0.83
<b>販売の職業</b>	283	223	1.27	150	127	1.18	133	96	1.39
商品販売の職業	173	165	1.05	42	73	0.58	131	92	1.42
営業の職業	105	57	1.84	103	54	1.91	2	3	0.67
その他の販売	5	1	5.00	5	0	—	0	1	0.00
<b>サービスの職業</b>	808	354	2.28	409	197	2.08	399	157	2.54
介護サービスの職業	343	109	3.15	218	70	3.11	125	39	3.21
理・美容、クリーニング工	83	15	5.53	55	9	6.11	28	6	4.67
飲食物調理の職業	160	106	1.51	42	46	0.91	118	60	1.97
接客・給仕の職業	141	73	1.93	48	44	1.09	93	29	3.21
居住施設・ビルの管理	1	7	0.14	1	5	0.20	0	2	0.00
その他のサービス	80	44	1.82	45	23	1.96	35	21	1.67
<b>保安の職業</b>	491	29	16.93	409	27	15.15	82	2	41.00
<b>生産工程の職業</b>	676	317	2.13	560	212	2.64	116	105	1.10
金属材料製造等	122	29	4.21	122	24	5.08	0	5	0.00
製品製造・加工処理	328	153	2.14	221	96	2.30	107	57	1.88
機械組立の職業	66	69	0.96	66	38	1.74	0	31	0.00
機械整備・修理の職業	78	34	2.29	72	28	2.57	6	6	1.00
その他の生産工程	82	32	2.56	79	26	3.04	3	6	0.50
<b>輸送・機械運転の職業</b>	378	152	2.49	347	133	2.61	31	19	1.63
<b>建設・採掘の職業</b>	730	119	6.13	725	111	6.53	5	8	0.63
建設躯体工事の職業	104	7	14.86	104	7	14.86	0	0	—
建設の職業	113	26	4.35	110	25	4.40	3	1	3.00
電気工事の職業	73	15	4.87	73	13	5.62	0	2	0.00
土木の職業	440	70	6.29	438	65	6.74	2	5	0.40
その他の建設・採掘	0	1	0.00	0	1	0.00	0	0	—
<b>運搬・清掃等の職業</b>	224	465	0.48	104	195	0.53	120	270	0.44
清掃の職業	83	106	0.78	16	44	0.36	67	62	1.08
その他の運搬等	141	359	0.39	88	151	0.58	53	208	0.25
<b>その他の職業</b>	35	382	0.09	24	229	0.10	11	153	0.07
<b>福祉関連計</b>	607	224	2.71	401	143	2.80	206	81	2.54
<b>介護関連小計</b>	429	142	3.02	290	92	3.15	139	50	2.78
<b>合計</b>	4,603	3,038	1.52	3,467	1,881	1.84	1,136	1,157	0.98

「求人・求職バランスシート令和元年7月ハローワーク石巻」より作成

## 3. 基本方針に沿った各施策

1-2「計画の基本方針」に沿った施策を示します。

なお、以下の施策は、本計画策定時点のものであり、今後、変更等を行った場合は、町ホームページで周知するなど、適宜、町内中小企業及び小規模事業者が利用しやすいような周知に努めます。

### 3-1 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関する施策

- ・商工事業者が行う経営資源の確保、経営基盤の強化と経営の安定に関する取組みに対して融資制度などの側面的支援を女川町商工会と連携しながらきめ細やかに行います。
- ・既存事業者が、時代の多様なニーズに対応して事業の内容や手法を変革し、持続的な事業運営を行っていくための支援を女川町商工会等と連携して行います。

### 3-2 事業承継及び創業促進に関する施策

- ・町内の中小企業・小規模事業者が円滑に事業承継を行えるよう宮城県事業引継ぎ支援センターや宮城県事業承継ネットワーク等の支援機関やその他関係団体と連携しながら側面的支援を実施します。
- ・NPO法人アスヘノキボウ等と連携し、地方からの起業に特化した女川独自の創業支援プログラムを構築し、女川から生まれる新しいスタートを支援します。
- ・NPO法人アスヘノキボウが中心となり、女川町、女川町商工会、日本政策金融公庫の4者で創業支援のためのネットワークを構築し、創業予定者や創業間もない事業者等の相談・支援を行います。
- ・新規創業にかかる資金調達において、補助事業や地域金融機関等と連携しサポートを行っていきます。

### 3-3 人材育成、雇用の確保及び定着に関する施策

- ・卸、小売業やサービス業など地域住民の生活に密接に関連する業種は地元買物客へのサービスの質の向上等が購買力の流出防止に繋がることから、商工事業者の創意工夫の意欲を促すためにセミナー等を商工会やその他関係団体と連携して開催し、店舗の魅力づくりを支援します。
- ・より良い会社経営に活かすための経営者向けセミナーや経営者の働き方改革への理解を促進するための取組み及び無料職業紹介所を活用した求人情報の発信などを町内各団体及び国や県の労働関係機関と連携し、実施します。
- ・町内出身の若者やシニア層を含めた幅広い層の雇用を促進するため、求人求職者をつなぐ場づくりを行い、町内各団体及び国や県の労働関係機関と連携し、人手不足の解消を図ります。

- ・教育委員会や教育に関わる民間組織、女川町商工会等の多様な主体と連携し、本町の子供たちが生活実学を習得する機会を作り、自立して生きていくために必要な経営感覚を養うため、子供たちがまちに関わる取組みを実施し、将来的な町の産業の担い手育成を支援します。
- ・町の活性化に貢献する人材の育成を目的とした研修会の開催や講習会への参加及び就労や能力向上につながる資格取得を支援します。

### 3-4 販路の開拓、新商品等の情報発信及び研究開発能力の育成に関する施策

---

- ・水産加工業者をはじめとした町内事業者において、既存商品のみならず、付加価値の高い商品を開発し新たな販路を開拓できるよう、女川町商工会及び女川町観光協会と連携し、開発から販売、情報発信までの取組みを支援します。
- ・町内事業者等が新製品を開発し、品評会で最優秀賞等上位の賞を受賞した場合に褒賞金を支給し新製品の開発を奨励します。
- ・町内の産業青年団体が行う人材育成や新商品等の研究開発能力育成事業及び需要開拓事業に対し事業費の一部を補助します。
- ・「食材王国みやぎ 地産地消の日」の普及、定着を図り、地域の特色ある食材を発掘し、その魅力を発信するために実施される展示・即売や各種商談会の情報発信を女川町観光協会と連携のうえ町内事業者の販路拡大を支援します。

### 3-5 資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関する施策

---

- ・中小企業及び小規模事業者の経営は、必要な資金が円滑に調達され循環することで安定性を増すため、金融機関等と連携して資金調達がスムーズに行えるような支援をします。
- ・時代の要請に応じた仕組みや資金調達手法などの情報提供を行いながら、中小企業及び小規模事業者に対する融資制度の充実を図ります。

### 3-6 その他中小企業及び小規模企業の振興に関する施策

---

- ・女川駅前周辺、鷲神エリア、海岸エリアや清水エリア等を含めた面的連動性を高め、さまざまな活動が行い易く、民間の新しい経済活動やアイデアが実現できる使い勝手の良い空間を創出し、地域経済循環及び経済活性化を促進します。
- ・公共施設、公共空間や公民連携手法等を活用し、事業展開を図る民間の参入を積極的に推進し、新しいビジネスモデルの創出及びさらなる民間投資を促します。
- ・石巻地域の「産・学・官」代表者が一堂に会し、地域を支える産業人材の「育成」、「雇用」、「定着」を促進するための施策を検討するための石巻地域産業人材育成プラットフォーム会議等を活用し、情報共有及び意見交換を行い、より効率的かつ効果的な施策の推進を図ります。

- ・水産加工業者の経営活発化を図るため、各漁業種の漁船の誘致を推進し、基幹産業の活性化に努めます。

## 4. 商工会の主な施策

女川町の小規模事業者の中長期的な振興のあり方を踏まえ、東日本大震災からの地域の復興と、地域内小規模事業者の持続的発展を実現するため、以下の4つの目標を掲げています。

### 4-1 地域資源を活用した商品づくり支援と来街者に支持される事業者の育成

地域資源を活用した商品づくりを支援するために、Web上の大手口コミ・レビューサイトや来街者を対象とした消費者のニーズ調査、経営力の向上に資する講習会参加の機会を通して新商品の開発による経営計画の策定をサポートするとともに、関係機関主催の商談会の参加による新たなB to B販路やニッポンセレクトなど通販サイト登録を活用した一般消費者向けの販路の拡大を支援します。また、これらの商品については、女川町で立ち上げられたブランディングプロジェクト等と連携を図り、商品の付加価値の向上を目指します。

### 4-2 個社に合った経営計画の策定と伴走型支援の実施による収益アップの実現

小規模事業者の経営資源は、人材・設備・資金力といったあらゆる面で中小・大企業のそれらと比較しても些少なものであり、経営力を向上させるための情報やノウハウの収集も個社単独では限界があります。また事業所によって業種・業態が異なり抱える経営課題も専門的かつ多岐に亘ることから、自社の分析から課題を明確に認識し改善することに苦慮しているのが現状です。そのような現状を打開するための解決策を抽象的な総論ではなく、収益向上を狙った具体的なビジネスレベルで提案することが商工会に要求されます。

事業者各々が保有する経営資源を洗い出し、市場訴求性の高い商品の開発や提供サービスを構築することで新規販路開拓・顧客獲得につなげ、個社の市場での競争力強化を図ります。

具体的かつ実現性の高い改善提案を伴走型支援の中で行き、「支援を通じて成果がどのくらい表れたか？」を年一度モニタリングするものとし、事業計画の中で想定していた状況と実状に乖離が見られる場合は要因の分析から修正や改善策を提案します。

### 4-3 創業しようとする者に対する懇切なフォローアップによる黒字化実現

女川町においては、既存事業の持続的発展はもとより、新規創業に係る支援を行うことも商工会業務においては重要な支援の一つです。創業支援施策の情報提供やビジネスプランの作成支援、資金調達の仲介、さらに創業後のフォローアップを入念に実施することにより地域に根差すビジネスとして成長をサポートします。

町内の関係機関や地域金融機関との連携を図り、創業時及び創業後においても継続的に事業が軌道に乗るように支援を行い、創業後3年以内に営業利益の黒字化の実現を目指します。

### 4-4 他機関との連携及び商工会の支援体制の強化

町内の中小・小規模企業者の経営の向上を実現するには、町内外の多くの機関との連携

による経営情報の収集や経営ノウハウの習得が必要不可欠です。

また、各種調査や個社に対する現状分析・経営計画策定・フォローアップ支援を通じて得られた経営情報を組織内部で共有・活用することも非常に重要であることから、職員個人へ帰属するスキルの向上だけでなく、組織としての成長も不可欠であります。

その成長を促進するためにも他機関との連携強化は必須であり、事業者支援体制の充実と、地域内での商工会の価値を高め、地域になくてはならない商工会を目指します。

## 5. 参考資料

### 5-1 女川町中小企業及び小規模企業振興基本条例

平成29年3月21日条例第12号

女川町中小企業及び小規模企業振興基本条例

(目的)

**第1条** この条例は、本町における中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が、地域経済に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町、中小企業者等、産業団体等及び町民の役割を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、その持続的発展をもって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 産業団体等 商工会その他中小企業及び小規模企業の振興を支援する団体で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

**第3条** 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしていることを踏まえ推進されなければならない。

- 2 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等による創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。
- 3 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等の事業の持続的発展を図ることを目的として推進されなければならない。
- 4 中小企業及び小規模企業の振興は、町、中小企業者等、産業団体等及び町民が連携しながら推進されなければならない。

(町の役割)

**第4条** 町は、基本理念に基づき、中小企業者等の創意工夫及び自主的な取組を尊重し支援する



ものとする。

2 町は、基本理念に基づき、中小企業者等の状況を的確に把握し、適切に施策に反映するものとする。

3 町は、前2項の規定に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

(中小企業者等の役割)

**第5条** 中小企業者等は、基本理念に基づき、その事業の持続的発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(産業団体等の役割)

**第6条** 産業団体等は、基本理念に基づき、中小企業者等の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

**第7条** 町民は、基本理念に基づき、中小企業者等が地域経済の活性化、雇用環境の整備等、町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを踏まえ、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

**第8条** 町は、その役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること。

(2) 事業承継及び創業促進に関すること。

(3) 人材育成、雇用の確保及び定着に関すること。

(4) 販路の開拓、新商品等の情報発信及び研究開発能力の育成に関すること。

(5) 資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業及び小規模企業の振興に関すること。

(小規模企業者への支援)

**第9条** 町は、前条に掲げる施策の推進にあたり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の実情を踏まえ、小規模企業者に対するきめ細かな支援に努めるものとする。

(計画の策定)

**第10条** 町長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の推進を図るため、中小企業及び

小規模企業の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画を定めるときは、あらかじめ中小企業者等及び産業団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

**第11条** 町は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

**第12条** この条例に定めるもののほか、中小企業者等の振興に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 5-2 中小企業、小規模企業、小企業の定義

---

「中小企業」と「中小企業者」等の違いについては、例えば「中小企業」は中小企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用いています。

1. 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する「中小企業者」は以下のとおりです。

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば「中小企業者」となります。

資本金基準（資本金の額または出資の総額を満たす会社）

従業員基準（常時使用する従業員の数を満たす会社及び個人）

- 製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）・・・3億円以下300人以下
- 卸売業・・・1億円以下100人以下
- サービス業・・・5千万円以下100人以下
- 小売業・・・5千万円以下50人以下
- ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）・・・3億円以下900人以下
- ソフトウェア業または情報処理サービス業・・・3億円以下300人以下
- 旅館業・・・5千万円以下200人以下

2. 中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」は以下のとおりです。

- 製造業その他・・・従業員20人以下
- 商業・サービス業・・・従業員5人以下

3. 小規模企業振興基本法第2条第2項に規定する「小企業者」は以下のとおりです。

- 全ての業種分類・・・従業員5人以下



女川町中小企業・小規模企業振興基本計画

発行：2020年1月

編集：女川町産業振興課

宮城県牡鹿郡女川町女川1丁目1番地1